

に定める金額とする。

一 平成二十一年から平成二十三年までの各年 六十万円

二 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額（以下この項及び第八項において「平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合」という。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十萬円

三 平成二十五年から平成三十年までの各年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年

、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額（以下この項において「平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十万円

四 平成三十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 三十万円

五 平成三十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居

住年が平成二十三年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額
が含まれる場合 六十万円

ロ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二
十四年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場
合を除く。） 四十万円

ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二
十五年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲
げる場合を除く。） 三十万円

六 平成三十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二
十四年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 四十万円

ロ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二
十五年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場
合を除く。） 三十万円

七 平成三十四年 三十万円

5

第一項の場合において、その特例適用年における住宅の取得等に係る住宅借入
金等の金額の全てが、その居住年が平成十九年及び平成二十年である住宅の取得
等に係る特例住宅借入金等（前条第三項の規定により同条又は次条の規定の適用
を受ける場合における特例住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の
金額である場合には、当該特例適用年における前条第三項の住宅借入金等特別税
額控除額は、第一項、第三項及び同条第三項の規定にかかるわらず、当該特例適用
年の十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに
区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の
金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満
の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計
額が控除限度額を超えるときは、当該特例適用年における同項の住宅借入金等特
別税額控除額は、当該控除限度額とする。

6 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる特例適用年の区分に応じ当該
各号に定める金額とする。

一 平成二十年から平成二十八年までの各年 十五万円
二 平成二十九年 十二万円

三 平成三十年から平成三十三年までの各年 十万円

7 | 第一項の場合において、その認定住宅特例適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等（前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額である場合には、当該認定住宅特例適用年における前条第五項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第三項及び同条第五項の規定にかかわらず、当該認定住宅特例適用年の十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該認定住宅特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

8 | 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる認定住宅特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成二十二年から平成二十四年までの各年 六十万円

二 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十五年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る認定住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

9 | 前二項に定めるもののほか、前条第五項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の二の二 第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年以内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しく

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の二の二 第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年以内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しく

は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた居住者が、当該居住日の属する年の翌年以後九年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十四年内）の各年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その年の同法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次項において「合計所得金額」という。）の見積額その他財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から第四十一条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額（当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。）を控除した金額に相当する金額とする。

254 省略

5 税務署長は、政令で定めるところにより、居住日の属する年分又はその翌年以後八年以内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた居住者から当該居住日その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合は、これを交付しなければならない。

254 同上

5 税務署長は、政令で定めるところにより、居住日の属する年分又はその翌年以後八年以内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた居住者から当該居住日その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合は、これを交付しなければならない。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 第四十一条第十六項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書（同条第四項第二号又は

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 第四十一条第九項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき同条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書（同条第四項第二号又は

所得税法第二百二十二条の規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期限後申告書(以下「期後申告書」といふ)を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

254 省略

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第四十一条の三の二 居住者で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者又は当該居住者の親族(当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者(次項及び第九項において「高齢者等」という。)である場合に限る。)と同居を常況としている者(以下この項及び次項において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの(第五項及び第十四項において「居住用の家屋」という。)の増改築等(以下この項、第三項及び第四項において「住宅の増改築等」という。)をして、当該家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成十九年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(第四項、第九項及び第十一項第一号において「居住年」という。)以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第五項及び第十項から第十二項までにおいて同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。)において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第五項、同条第二項及び第六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日に超える場合には、当該特定増改築等限度額(当該合計額が特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。)

得税法第二百二十二条の規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期後申告書(以下「期後申告書」といふ)を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

254 同上

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第四十一条の三の二 居住者で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者又は当該居住者の親族(当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者(次項及び第八項において「高齢者等」という。)である場合に限る。)と同居を常況としている者(以下この項及び次項において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの(第四項において「居住用の家屋」という。)の増改築等(以下この項、第三項及び第九項において「住宅の増改築等」という。)をして、当該家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成十九年四月一日から平成二十五年十一月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(第八項及び第九項において「居住年」という。)以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」といふ。)において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第四項、同条第二項及び第三項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

2 前項に規定する増改築等とは、当該特定居住者が所有している家屋につき行う

次に掲げる工事（当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「高齢者等居住改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項において「特定工事」という。）で当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

一 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額

（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円）の一パーセントに相当する金額と当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

2 前項に規定する増改築等とは、当該特定居住者が所有している家屋につき行う

次に掲げる工事（当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「高齢者等居住改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項において「特定工事」という。）で当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項、第五項及び第六項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、第六項及び第七項において「特定断熱改修工事等」という。）で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。）が五十万円を超えるもの

3 第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。第十項及び第十一項において「住宅借入金等」という。）をいい、第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の高齢者等居住改修工事等に要した費用の額及び特定断熱改修工事等に要した費用の額の合計額に相当する部分の金額をいう。

一四 省略

4 第一項に規定する特定増改築等限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（その居住に係る住宅の増改築等が特定取得に該当するものである場合に限る。） 一百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 二百万円

5 居住者が、当該居住者の居住用の家屋の増改築等（以下この項及び第七項において「住宅の増改築等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。）を平成二十年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（第十一項第二号において「居住年」という。）以後五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。）において当該住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が第一項に規定する特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項においては、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の二

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、第五項及び第六項において「特定断熱改修工事等」という。）で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。）が三十万円を超えるもの

3 第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）をいい、同項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の高齢者等居住改修工事等に要した費用の額及び特定断熱改修工事等に要した費用の額の合計額に相当する部分の金額をいう。

一四 同上

4 居住者が、当該居住者の居住用の家屋の増改築等（以下この項、第六項及び第十項において「住宅の増改築等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。）を平成二十年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（第十項において「居住年」という。）以後五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項、第十項及び第十一項において「増改築等特例適用年」という。）において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、同条第二項及び第三項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の二

て同じ。) の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における断熱改修住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)から当該特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、第四十一条及び第四十二条の二の二の規定を適用することができる。

6| 前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に相当程度資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項及び次項において「特定工事」という。)で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額(当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(第四十一条の十九の三第一項又は第三項)の規定の適用を受けるものを除く。)をいう。

7| 第五項に規定する断熱改修住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額とは

の規定を適用することができる。

一| 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

二| 増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合 特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円)の二パーセントに相当する金額と当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

5| 前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に相当程度資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項及び次項において「特定工事」という。)で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額(当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額)が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(第四十一条の十九の三第一項又は第二項)の規定の適用を受けるものを除く。)をいう。

6| 第四項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、第四項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額

、当該断熱改修住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）に相当する部分の金額をいう。

8| 第三項の増改築等住宅借入金等又は前項の断熱改修住宅借入金等には、当該増改築等住宅借入金等又は当該断熱改修住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該増改築等住宅借入金等又は当該断熱改修住宅借入金等を含まないものとする。

9| 省略

10| 第一項又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年において、二以上の住宅の増改築等（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。以下この項から第十二項まで、第十四項及び第十五項において同じ。）に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）又は第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）を有する場合には、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特

とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）に相当する部分の金額をいう。

7| 第三項又は前項の増改築等住宅借入金等には、当該増改築等住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該増改築等住宅借入金等を含まないものとする。

8| 同上

9| 第一項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成十九年から平成二十五年までの毎年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年ににおける第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

10| 第四項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てが、その居住年が平成二十年から平成二十五年までの毎年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

11| 第四項に規定する居住者が、増改築等特例適用年において、第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及び第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該増改築等

別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額につき

第一項の規定に準じて計算した金額

二 当該断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額につき

第五項の規定に準じて計算した金額

11] 前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年に

おいて有する住宅借入金等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め

る金額に相当する金額とする。

一 当該住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの

各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入

金等である場合 当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における第一項に

規定する特定増改築等住宅借入金等の金額及び第五項に規定する特定断熱改修

住宅借入金等の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百

万円。以下この号において「特例借入合計額」という。）の二・パーセントに相

当する金額と当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅

借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万

円を超える場合には、一千万円）から当該特例借入合計額を控除した残額の一・パ

ーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ

それぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ 増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額に係る居

住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二・パーセン

トに相当する金額と一千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一・

パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る増改

築等住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの増改築等住宅借入金等

の金額ごとに、これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第

四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二・パーセントに相当する

金額と一千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一・パーセントに

相当する金額とそれを合算した金額のうち最も多い金額

ロ 断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額に係る居

住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二・パーセン

トに相当する金額と一千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一・

パーセントに相当する金額とそれを合算した金額のうち最も多い金額

築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前二項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき第一項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有する場合は、これらの断熱改修住宅借入金等の金額ごとに、これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第 四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

12

第一項又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年において、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額及び当該増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等以外の第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）に係る同項に規定する適用年若しくは同条第十項に規定する認定住宅に係る同項に規定する認定住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項及び次項において「他の住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第五項及び第十項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに第四十一条の二第一項の規定にかかるわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額につき、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分し、当該区分をした当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等（当該異なる住宅の増改築等のうちに第十四項に規定する居住日が同一の年に属する住宅の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の住

12

第一項又は第四項に規定する居住者が、第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年において、第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（第一項又は第四項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらの増改築等住宅借入金等の金額に係る第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等以外の第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は同条第五項に規定する認定住宅に係る同項に規定する認定住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年における第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項各号、第四項各号及び前三項の規定にかかるわらず、これらの増改築等住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等のうちに同条第三項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、第四十一条第五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）について、第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

宅の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の住宅の増改築等）とする。）、ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る第三項に規定する住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該断熱改修住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が前項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ 当該増改築等住宅借入金等の金額 第十項第一号に定める金額
ロ 当該断熱改修住宅借入金等の金額 第十項第二号に定める金額

二 当該他の住宅借入金等の金額につき異なる他の住宅取得等（当該異なる他の住宅取得等のうちに第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する他の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の他の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の他の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号イにおいて同じ。） 当該特例住宅借入金等の金額につき第四十一条第六項前段の規定に準じて計算した金額

ロ 第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号ロにおいて同じ。） 当該認定住宅借入金等の金額につき第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額

当該他の住宅借入金等の金額につき第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年ににおいて有する第三項又は第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額とする。

一 増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額 住宅借入金

等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等の全てがその居住年が平

成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等

住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合 第十一項第一号に定め

る金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の区分に応じ

それぞれ次に定める金額に相当する金額のうちいずれが多い金額

(1) 増改築等住宅借入金等の金額 第十一項第二号イに定める金額

(2) 断熱改修住宅借入金等の金額 第十一項第二号ロに定める金額

二 他の住宅借入金等の金額 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれ

ぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ 特例住宅借入金等の金額 第四十一條の二第二項第一号に定める金額

ロ 認定住宅借入金等の金額 第四十一條の二第二項第二号に定める金額

ハ 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額 第四十一條の二第二項第

三号に定める金額

14 二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした居住用の
家屋を第四十一條第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の増改築等を一の住宅の増改築等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等）ことにそれぞれ一の住宅の増改築等）として、第一項、第五項、第十項又は第十一項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき 増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等

二 当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき 特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等（当該区分をした住宅の増改築等のうちに増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、

当該区分をした住宅の増改築等を増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等)

16] 15
第四項及び前項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。
第一項又は第五項に規定する居住者が、二以上の第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋（これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。）を同一の年中に第一項又は第五項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項又は第五項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

13

第一項又は第四項に規定する居住者が、二以上の第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋（これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。）を同一の年中に第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項又は第四項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

第一項又は第四項の規定により第四十一条又は第四十二条の二の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、第四十一条第一項中「十年間（同日（以下この項）次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日）とあるのは「五年間の各年（同日）と、同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、同条第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項及び第十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「五年間」と、第四十一条の二の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「九年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成

一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、「十四年内」とあるのは「四年内」と、同条第五項中「居住日の」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の」と、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

第二項、第三項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 個人が昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額（外国法人により国外において発行された割引債の償還差益にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。次項において同じ。）に対し、百分の十八（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が同法第十条第一項の認可を受けて発行する社債及び民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第八条第三項の認可を受けて発行する債券のうち、割引債に該当するもの（次項及び第三項において「特別割引債」という。）につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六

3 2 内国法人又は外国法人は、昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十八（特別割引債）につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。
昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債の発行者（これに準ずる者とし
て政令で定めるものを含む。第五項及び第六項において同じ。）は、政令で定め

(償還差益等)に係る分離課税等

第四十一条の十二 個人が昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額（外国法人により国外において発行された割引債の償還差益にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。次項において同じ。）に対し、百分の十八（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が同法第十条第一項の認可を受けて発行する社債及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が同法第八条第三項の認可を受けて発行する債券のうち、割引債に該当するもの（次項及び第三項において「特定割引債」という。）につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人は、昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十八（特定割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。第五項及び第六項において同じ。）は、政令で定め

15 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、「十四年内」とあるのは「四年内」と、同条第五項中「居住日の」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の」と、「八年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第三項の規定により同条の規定の適用を

るところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額（外国法人が国外において発行した割引債については、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十八（特別割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

456 省略

7 前各項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債（政令で定めるものに限る。）で次に掲げるもの以外のものをいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

一・二 省略

三 平成二十八年一月一日以後に発行された公社債（預金保険法第二条第一項第五号に規定する長期信用銀行債等を除く。）

8 省略

るところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額（外国法人が国外において発行した割引債については、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十八（特定割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

456 同上

7 同上

一・二 同上

8 同上

9 同上

平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるものの（これらに類するものとして政令で定めるものを含む。）のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの（以下この項において「短期公社債」という。）が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債の全てとともに特定振替記載等（社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録（以下この条において「振替記載等」という。）のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債（特定の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。）は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一 国債

二 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの

三 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する

定する短期債

- 五 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 六 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債
- 七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
- 10 国内において発行される特定短期公社債の譲渡をしたことによる所得として政令で定めるものについては、第三十七条の十五第一項の規定は、適用しない。
- 11 国内において発行される特定短期公社債の譲渡については、第三十七条の十五第一項の規定は、適用しない。
- 12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替機関等（特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者につては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特

定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合に、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13 前項前段の場合において、同項の告知書が同項の外国仲介業者の国外営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に同項の特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に提出されたものとみなす。

14 第十二項後段の確認をした外国仲介業者は、同項の振替記載等を受ける者の各人に別に、同項の確認をした旨を証する書類、当該確認に係る同項の確認書類その他の政令で定める書類を、当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合に、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）を経由して当該外国間接口座管理機関が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。

者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき帳簿を備え、当該振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

16 外国仲介業者は、前項に規定する振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるとするにより、当該振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき振替記載等を受ける者と同一の者である。当該振替記載等を当該特定振替機関が当該特定振替機関が当該特定振替機関等の振替記載等を受ける者と同一の者である。当該振替機関等（当該特定振替機関等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関が当該特定振替機関等の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該特定振替機関等につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

17 平成十一年四月一日以後に特定振替国債等の譲渡（振替記載等に係る口座からの振替によりされるものを除く。以下この項において同じ。）をした者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）でその特定振替国債等の譲渡を受けた法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）から国内においてその特定振替国債等の譲渡の対価の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所を当該譲渡を受けた法人（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

18 平成十一年四月一日以後に国内において特定振替国債等の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）又は利息（第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支払によりその償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価。以下この項において同じ。）又は利息の支払を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その償還又は利息の支払を受ける際、その償還金又は利息の支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、

- 当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合において、当該外国仲介業者が外国間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者及び当該外国間接口座管理機関とし、当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該支払の取扱者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。
- 19 第十三項の規定は、前項前段の告知書の提出について、第十四項の規定は、前項後段の確認をする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項中「前項前段」とあるのは「第十八項前段」と、第十四項中「第十二項後段」とあるのは「第十八項後段」と読み替えるものとする。
- 20 第五条の二第十三項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十八項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の譲渡対価